

能美市空き店舗バンク設置要綱

令和4年3月16日

告示第62号

(趣旨)

第1条 この告示は、能美市における空き店舗等の有効活用を通して、新たに事業を開始する者を支援し、本市への定住促進及び地域の活性化を図るため、能美市空き店舗バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 現に営業等をしていない又は近く営業等を休止する市内の店舗、事務所及び倉庫をいう。
- (2) 所有者 空き店舗等に係る所有権等により、当該空き店舗等の賃貸及び売却を行うことができる者をいう。
- (3) 能美市空き店舗バンク 空き店舗等の賃貸又は売却を希望する所有者からの申込みにより、当該空き店舗等の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、能美市空き店舗バンク以外による空き店舗等の取引を妨げるものではない。

(空き店舗バンクへの登録の申込み等)

第4条 能美市空き店舗バンクに空き店舗等を登録しようとする所有者(以下「申込者」という。)は、能美市空き店舗バンク登録申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 所有者以外が前項の規定による登録の申込みを行うときは、能美市空き店舗バンク登録申込委任状(様式第2号。以下「委任状」という。)を同時に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該物件が次の要件に該当するときは、能美市空き店舗バンク登録台帳(様式第3号)(以下「バンク登録台帳」という。)に登録するものとする。

(1) 所有者の全員が登録を承諾していること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員の所有でないこと。

(3) 当該空き店舗等が不動産競売に付された状態ではないこと。

(4) 所有者が能美市空き店舗バンクの趣旨を理解し、賛同していること。

4 市長は、前項の規定による登録(以下「バンク登録」という。)をしたときは、能美市空き店舗バンク登録(変更)完了通知書(様式第4号)により申込者にその旨を通知するものとする。

5 市長は、バンク登録をしていない空き店舗等で、能美市空き店舗バンクに登録することが適当と認められるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(登録事項の変更の届出等)

第5条 前条第4項の規定による通知を受けた申込者(以下「情報登録者」という。)は、当該登録内容に変更があったときは、能美市空き店舗バンク登録内容変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、バンク登録台帳の登録内容を更新するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録内容の更新をしたときは、能美市空き店舗バンク登録(変更)完了通知書により申込者にその旨を通知するものとする。

(バンク登録の抹消等)

第6条 市長は、バンク登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、バンク登録台帳から抹消しなければならない。

(1) 情報提供者から能美市空き店舗バンク登録抹消届出書(様式第6号)の提出があったとき。

(2) 第4条第3項の規定によるバンク登録の日から、2年を経過したとき。ただ

し、再度バンク登録の申込みがあった場合は、この限りでない。

- (3) 第10条の規定により、交渉が成立したことの報告があったとき。
- (4) バンク登録の内容に虚偽があったとき。
- (5) その他市長が適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により、バンク登録台帳から抹消したときは、その旨を能美市空き店舗バンク登録抹消完了通知書(様式第7号)により情報登録者に通知するものとする。

(登録情報の公開等)

第7条 市長は、次に掲げるバンク登録の情報(以下「公開情報」という。)を市のホームページにおいて公開するものとする。ただし、情報登録者が公開を希望しない情報は、この限りではない。

- (1) 登録番号
- (2) 能美市空き店舗バンク登録カード(別紙1)記載の情報
- (3) 位置図
- (4) 間取り図
- (5) 物件の写真(外観・内観)

(空き店舗バンク登録物件の活用の申込み等)

第8条 能美市空き店舗バンクを活用しようとする者(以下「活用希望者」という。)は、能美市空き店舗バンク活用申込書(様式第8号)に公開情報の登録番号(以下「希望物件番号」という。)その他必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、活用希望者が次の各号のいずれにも該当するときは、その内容を当該希望物件の情報登録者に能美市空き店舗バンク活用申込通知書(様式第9号)により通知するものとする。

- (1) 空き店舗バンクの趣旨を理解した上で、空き店舗等を活用し、本市への定住促進及び地域の活性化に寄与できるもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者は除く。
- (2) 空き店舗等の転売及び転貸を目的としない者

- (3) 公序良俗に反するおそれがない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (5) 政治性及び宗教性のある事業を行う団体又は個人でない者
- (6) 空き店舗等所有者及び空き店舗等が立地する地域と良好な関係を築ける者

3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合において、既に同項の規定による申込みが当該希望物件にあったときは、第10条に規定する報告があるまでは受理しないものとする。

(情報登録者と活用希望者との交渉等)

第9条 市長は、情報登録者と活用希望者との空き店舗等の売買及び賃貸借に関する交渉及び契約等について、直接これに関与しないものとする。

(交渉結果等の報告)

第10条 情報登録者は、遅滞なく前条の交渉の結果を能美市空き店舗バンク交渉結果報告書(様式第10号)で市長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 情報登録者及び活用希望者は、能美市空き店舗バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を棄損及び滅失することがないように適正に管理すること。
- (3) 能美市空き店舗バンクから取得した個人情報は、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講じなければならないこと。
- (5) 個人情報について漏洩、棄損、滅失等の事実が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、能美市空き店舗バンクに関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。